

## 茂原市市民活動支援センターにおけるメールボックス利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、茂原市市民活動支援センター（以下「センター」という。）の利用者が市民活動（茂原市市民活動団体の認定等に関する要綱（平成28年6月24日茂原市告示第95号）第1条に規定する市民活動をいう。以下同じ。）を行う上で有用である、団体宛の書類等の受領のためのメールボックス（以下「メールボックス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (サービスの内容)

第2条 メールボックスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、メールボックスを利用し、団体宛の書類等を受領することができる。

2 利用者は、郵便物等の配達先として、メールボックスを利用することはできない。

### (利用施設、利用場所及び利用時間)

第3条 メールボックスを利用することができる施設及び場所はセンター内とし、時間はセンターの開館時間内とする。ただし、センター長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (利用者の資格)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 茂原市市民活動団体の認定等に関する要綱（平成28年6月24日茂原市告示第95号）第3条第2項の規定に基づき、認定を受けた団体の構成員

(2) 茂原市地域まちづくり協議会の認定等に関する要綱（平成28年11月25日茂原市告示第126号）第4条第2項の規定に基づき、認定を受けた団体の構成員

(3) その他センター長が特に必要と認めたもの

### (メールボックスの利用)

第5条 利用者は、メールボックス内の指定された場所（以下「レターケース」という。）を開閉することにより、書類等を受領することができる。

2 センター及び利用者は、他の団体が利用中のレターケースを開閉することにより、他の団体に対して書類等を送付することができる。

3 利用者は、レターケースに貴重品等を預け入れてはならない。

4 メールボックス内での利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わ

ず、センターは一切の責任を負わない。

5 利用者は、メールボックスの利用を希望する場合は、利用を開始する日の属する月の前の月末までに、茂原市市民活動支援センターメールボックス利用申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、センターに提出するものとする。

6 メールボックスの利用料金は、無料とする。

7 メールボックスの利用期間は、利用を開始する日から当該年度の末日までとする。

（利用の承認）

第6条 センターは、前条第5項の規定による利用申請がなされた場合は、レターケースを指定するものとする。ただし、申込み多数の場合は抽選とする。

（レターケースの管理）

第7条 利用者は、レターケースを適正に管理するものとする。

2 利用者は、レターケースを他の者に貸与又は譲渡してはならない。

3 レターケースの管理不十分、使用上の過誤、又は第三者からの不正利用等により生じた損害の責任は利用者が負うものとし、センターは一切の責任を負わない。

4 センターは、適正な管理のため、定期的にメールボックス内を点検するものとする。

5 利用者は、メールボックスの利用を終了した場合は、速やかに書類等を撤去しなければならない。

6 センターは、利用者が前項に掲げる措置を取らない場合は、利用者の承諾を得ることなく、書類等を撤去することができる。

（禁止事項）

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 他の利用者、第三者若しくは市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

（2） 他の利用者、第三者若しくは市の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

（3） 前2号に掲げる行為のほか、他の利用者若しくは市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

（4） 他の利用者、第三者を誹謗中傷する行為

（5） 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為

- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 営利を目的とした行為又は営利事業を援助する行為
- (8) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (9) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為
- (10) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又はセンターが不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、センターは一切の責任を負わない。

(利用の停止)

第9条 センターは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 前条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であるとセンターが判断した場合

2 センターは、前項に掲げる利用の停止を行った場合は、利用者の承諾を得ることなく、書類等を撤去することができる。

(運用の中止)

第10条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、メールボックスの運用を中止することができるものとする。

- (1) メールボックスの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、メールボックスの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) メールボックスに係る設備の障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他センターがメールボックスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 メールボックスの運用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、センターは一切の責任を負わない。

3 センターは、第1項に掲げる運用の中止を行った場合は、利用者の承諾を得ること

なく、書類等を撤去することができる。

(免責)

第 11 条 センターは、利用者がメールボックスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。

2 利用者がメールボックスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、センターは一切の責任を負わない。

(規約の変更)

第 12 条 センターは、利用者の承諾を得ることなく、必要に応じて、この規約を変更することができる。

附則

本規約は、令和元年 9 月 3 0 日から施行する。

様式第1号（第5条第5項関係）

茂原市市民活動支援センターメールボックス利用申請書

茂原市長 様

私は、「茂原市市民活動支援センターにおけるメールボックス利用規約」に同意し、下記のとおり利用を申請します。

期間満了後は、必ず元の状態に戻した上で返却します。また、利用においては一切の責任を負い、ご迷惑をおかけしないことを誓約します。

申請日：           年           月           日

申請者住所	
申請者氏名	
連絡先	
所属団体名	
利用期間	年           月           日   ～           年           月           日

※記入いただいた内容は、市民活動支援センターにおけるメールボックスの適正な利用に用いる以外の用途には使用しません。

..... 生活課 使用欄 .....

課 長	主 幹	補 佐	センター長	主 査	係 員